別表

京都府　日本赤十字社京都第一赤十字病院、日本赤十字社京都第二赤十字病院、全社連社会保険京都病院、社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院、社会福祉法人京都社会事業財団訪問看護ステーション「桂」、社会福祉法人京都博愛会博愛会病院、社会福祉法人京都博愛会訪問看護ステーションはくあい、社会福祉法人京都博愛会冨田病院、医療法人西陣健康会堀川病院、医療法人西陣健康会クリニックほりかわ、医療法人西陣健康会正親診療所、医療法人西陣健康会出町診療所、医療法人西陣健康会北野診療所、医療法人西陣健康会出町訪問看護ステーション、特定医療法人健康会京都南病院、特定医療法人健康会新京都南病院、特定医療法人健康会第二南診療所、特定医療法人健康会内浜診療所、特定医療法人健康会せんぼん診療所、特定医療法人健康会西京極診療所、特定医療法人健康会三栖診療所、特定医療法人健康会伏見診療所、特定医療法人健康会訪問看護ステーションみなみ、特定医療法人健康会訪問看護ステーションぬくもりの里、社会福祉法人京都社会事業財団西陣病院、特定医療法人和交会太秦病院、特定医療法人和交会うずまさ診療所、特定医療法人和交会京都統合医療センター、特定医療法人和交会訪問看護ステーション嵯峨野、財団法人日本パプテスト連盟医療団総合病院日本パプテスト病院、洛西ニュータウン病院、財団法人療道協会西山病院、医療法人栄仁会宇治おうばく病院、医療法人栄仁会新田辺診療所、医療法人栄仁会京都駅前メンタルクリニック、医療法人栄仁会おうばく駅前内科クリニック、医療法人栄仁会訪問看護ステーションおうばく、医療法人栄仁会訪問看護ステーションそうらく、医療法人栄仁会訪問看護ステーション京たなべ、医療法人財団美山健康会美山診療所、医療法人財団美山健康会宮島診療所、医療法人医誠会京都ルネス病院、医療法人医誠会訪問看護ステーション「コスモス」、医療法人福知山もみじヶ丘病院、財団法人丹後中央病院、医療法人財団宮津康生会宮津武田病院、医療法人三青園丹後ふるさと病院、京都医療生活協同組合中野眼科、京都医療生活協同組合四条診療所、京都医療生活協同組合河原町診療所、京都医療生活協同組合駅前診療所、財団法人京都工場保健会診療所、財団法人京都工場保健会診療所宇治支所、財団法人京都工場保健会御池保健センター、財団法人京都工場保健会壬生保健センター、財団法人京都予防医学センター、財団法人京都予防医学センター丹後支所、浅田鳥羽健診クリニック、社団法人京都微生物研究所、社団法人京都微生物研究所舞鶴支所、社団法人京都微生物研究所福知山支所、株式会社日本医学臨床検査研究所血研事業所、株式会社日本医学臨床検査研究所血研事業所舞鶴支所、待鳳診療所、待鳳歯科診療所、上賀茂診療所、かも川診療所、紫野診療所、みつばち薬局待鳳店、みつばち薬局紫野店、医療法人葵会総合ケアステーション、上京診療所、仁和診療所、仁和診療所歯科、花ぐるま薬局、なごみ薬局、総合ケアステーションわかば、上京鍼灸治療院、訪問看護ステーションつくし、京都民医連中央病院、京都民医連太子道診療所、朱雀診療所、春日診療所、京都民医連かみの診療所、京都民医連かどの三条こども診療所、コスモス薬局、訪問看護ステーションもみじ、訪問看護ステーションさわやか、訪問看護ステーション優歩、吉祥院病院、久世診療所、九条診療所、九条診療所歯科、西七条診療所、あらぐさ診療所、吉祥院こども診療所、あゆみ薬局、吉祥院訪問看護ステーション、東九条訪問看護ステーション、訪問看護ステーションこもれび、吉祥院病院付属鍼灸治療院、京都民医連第二中央病院、東山診療所、川端診療所、川端鍼灸治療所、田中診療所、京都民医連あすかい診療所、京都民医連あすかい診療所歯科、大宅診療所、京都民医連洛北診療所、すこやか薬局、すこやか薬局二条店、訪問看護ステーションたんぽぽ、訪問看護ステーションひまわり、訪問看護ステーションどんぐり、公益法人京都労働災害被災者援護財団京都城南診療所、京都協立病院、あやべ協立診療所、まいづる協立診療所、たんご協立診療所、ふくちやま協立診療所、在宅ケアステーションげんき、ほっとステーションきぼう、訪問看護ステーションゆたかの、ふれあいステーションゆきわり、やましろ健康医療生協あさくら診療所、やましろ健康医療生協あさくら診療所歯科及び乙訓医療生活協同組合医誠会診療所

兵庫県　財団法人京都工場保健会診療所神戸検診クリニック

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、滋賀労働局の関係労働者を代表する者植西徳雄の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年11月９日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、滋賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成23年11月22日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　滋賀労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

認　証

個別労働関係紛争解決手続実施団体指定の公示

下記の団体について、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第２条第１項第１号の６に規定する団体の指定を平成23年10月17日に行ったので、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号）第１条の４の規定に基づき、公示する。

平成23年11月９日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

団体の名称　鳥取県社会保険労務士会

住所　鳥取県鳥取市富安一丁目152番地　田中ビル１号館４階

国営上土幌北土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営上土幌北土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成23年11月９日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営上土幌北土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成23年11月10日から平成23年12月８日まで

３　縦覧場所

北海道河東郡士幌町、同郡上士幌町及び足寄郡足寄町各事務所

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第５４９号

千葉県山武市白幡1275番地

申立人　今井　康善

本籍千葉県山武郡九十九里町作田3686番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所千葉県山武市、死亡年月日平成23年３月24日、出生の場所千葉県山武郡鳴浜村、出生年月日昭和７年３月19日、職業不明

被相続人　亡　作田　義一

事務所千葉市中央区中央３―10―４マニュライフプレイス千葉６階伊藤綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　義文

千葉家庭裁判所八日市場支部